

長野県ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟規約

<名称及び組織>

第1条 この連盟は長野県ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（以下『本連盟』という）と称し、国際的には、NAGANO BOBSLEIGH・LUGE AND SKELETON FEDERATION（略称 N.B.L.S.F.）と称する。

第2条 本連盟は第4条に規程する目的に賛同する団体及び個人をもって組織する。

(1) 次の種別により、会員として登録する。

- ・ 個人会員（一般会員・理事会員）
- ・ 法人会員

<事務局>

第3条 本連盟の事務局を北野建設株内（長野市県町524）におく。

<目的>

第4条 本連盟は長野県におけるボブスレー・リュージュ・スケルトンのそり競技（以下『そり競技』という）を統括代表とする団体であって、そり競技の普及発展及び競技力向上を図ることを目的とする。

<事業>

第5条 本連盟は前条の目的を達成するために次の各項に掲げる事業を行う。

- (1) 日本ボブスレー・リュージュ連盟及び財団法人長野県体育協会におけるそり競技関係の長野県を代表する行為。
- (2) 橇競技の指導者育成及び競技役員の養成並びに選手の育成に関する事
- (3) 橇競技の普及・発展及び橇競技に関する調査・研究に関する事
- (4) 内競技大会の主催並びに後援に関する事
- (5) 競技及び訓練等に必要施設・設備の計画・実施の促進に関する事
- (6) 国内外の主要な競技大会等に代表・参加者を選定し派遣する事
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な全ての事業

<会員資格>

第6条 本連盟は日本体育協会スポーツ憲章を適用する。

- (1) 会員は別に定める年会費を納めなくてはならない。

<役員>

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理事 | 若干名 | (6) 監事 | 若干名 |

(7) 専門委員 若干名

第8条 本連盟に次の役員を置くことができる。

(1) 名誉会長 1名 (2) 顧問 若干名 (3) 参与 若干名

<役員を選出>

第9条 役員を選出は次の事項により選出する。

- (1) 名誉会長、顧問及び参与は理事会において推薦する。
- (2) 会長及び副会長の選出は理事の互選とし、総会にて承認する。
- (3) 理事長及び副理事長の選出は理事会の互選とする。
- (4) 理事は役員会において選出し会長が委嘱する。
- (5) 監事は役員会において選出し会長が委嘱する。
- (6) 専門委員は理事並びに連盟員より選出し、会長が委嘱する。

<役員の仕事>

第10条 役員の仕事は次の各項目のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し会務を統括する。
- (2) 会長は副会長の中から会長代行を指名し、会長に事故あるとき又は会長が不在の場に会長職を行わせることができる。
- (3) 副会長は会長を補佐する。
- (4) 理事長は会長の命を受けて会務を執行する。
- (5) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はその職務を代行する。
- (6) 理事は次の業務を分掌し運営にあたる。
 - ①総務、財務、広報に関すること。
 - ②競技の普及、発展に関すること。
 - ③選手の育成強化並びに指導者の養成に関すること。
 - ④競技施設・訓練施設及び競技用具に関すること。
 - ⑤国内外の競技大会に関すること。
 - ⑥国際連盟及び各国連盟との渉外に関すること。
 - ⑦少年団の育成・活動に関すること。
 - ⑧その他総会において必要と認めた事項
- (7) 専門委員は連盟業務を専門的に分掌し各専門委員会において企画・立案実施をする。
- (8) 監事は本連盟の業務並びに会計を監査する。
- (9) 名誉会長は重要な会議に参加する。
- (10) 顧問及び参与は重要な会務の諮問に応ずる。

<役員の仕事期間>

第11条 役員の仕事期間は2年とする。ただし再任を妨げない。

- (1) 役員補欠により選任された役員の仕事期間は前任者の残任期間とする。
- (2)

<評議員>

第12条 本連盟に評議員をおくことができる。

<会議>

第13条 本連盟の会議は総会・役員会・理事会・専門委員会とし、他に必要となる場合は役員会で検討・決定・執行できる。ただし総会で報告をする。

<総会>

第14条 総会は本連盟の議決機関であり、毎年定期に会長が招集する。

- (1) 総会は連盟員の委任状を含む2/3以上の出席により成立する。
- (2) 会長が必要と認めるときには臨時にこれを召集することができる。
- (3) 総会の議長は会長が務める。
- (4) 総会に付議される事項は次のとおりとする。
 - ① 予算及び決算
 - ② 事業報告及び事業計画
 - ③ 役員選出
 - ④ 規約の改正
 - ⑤ その他重要事項
- (5) 総会の議決は、多数決によるが可否同数のときは議長の決するところによる。

<役員会>

第15条 役員会は会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長をもって構成し規約に定められた事項、総会から委任された事項及び緊急事項について審議・決定する。

- (1) 役員会は会長が必要に応じて招集し会長が議長になる。
- (2) 役員会において処理した事項は理事会に報告する。
- (3) 会長は必要に応じて理事及び専門委員を役員会に出席させることができる。
- (4) 会長は簡易な事項又は緊急を要する事項に付いては書面を送付して賛否を求め、役員会に代えることができる。

<理事会>

第16条 理事会は理事をもって構成する。

- (1) 理事会は会長が必要に応じて招集し理事長が議長となる。
- (2) 理事会は規約に定められた事項を議決し執行する。
- (3) 会長は必要に応じて専門委員を理事会に出席させることができる。
- (4) 会長は簡易な事項又は緊急を要する事項に付いては書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

<専門委員会>

第17条 専門委員会は専門の事項を調査審議し企画・立案・実施する。

- (1) 会長は各専門委員長を理事及び専門委員より選任し委嘱する。
- (2) 専門委員長は必要に応じ専門委員会を招集し司会進行する。
- (3) 専門委員会について必要事項のある場合は役員会の議決を得て会長が別に定める。

<事務局>

第18条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員若干名を置くことができる。

- (1) 事務局長・事務局次長及び事務局員は会長が任命する。

<会計>

第19条 本連盟の経費は次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金及び協賛金、寄付金
- (4) その他の収入

<会計年度>

第20条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

<規約の改正>

第21条 本規約は総会において過半数の賛成をもって改正できるものとする。

<補則>

第22条 本規約の定めるもののほかに本連盟の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則 1

1. この規約は昭和62年1月14日施行する。
2. 昭和62年度の会計年度第19条の規定に関わらず本連盟の創立の日から昭和63年3月31日までとする。

付 則 2

1. この規約は平成2年7月18日から施行する。

付 則 3

1. この規約は平成3年6月1日から施行する。

付 則 4

1. この規約は平成6年6月1日から施行する。

付 則 5

1. この規約は平成10年5月30日から施行する。

付 則 6

1. この規約は平成12年6月3日から施行する。

付 則 7

1. この規約は平成22年10月2日から施行する。

付 則 8

1. この規約は平成24年6月2日から施行する。